

太宰府市ネーミングライツ事業募集要領

1 趣旨

この要領は、市が所有する公共施設や道路等(以下、施設等)の運営及び維持管理に要する財源の確保、施設等の有効活用を図るため、施設に対する命名権を付与し、その対価を得るネーミングライツ事業の募集に関して、必要な事項を定めるものとします。

2 ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、地域の活性化や公共施設等の有効活用を図るため、施設等の名称に企業名や商品名等の愛称を付けることができる権利です。愛称を付ける対価としてお支払いいただいたネーミングライツ料は、施設の運営、維持管理等に役立てていきます。

3 募集内容

(1) 対象施設等

市が所有する建物、公園、道路その他の公共施設とします。ただし、施設の性格などから愛称を付することが適切でない市庁舎関連、学校等の教育施設、福祉関連施設や文化財・史跡、歴史的価値があるものとして認知されている施設は除きます。詳細はお問い合わせください。

【対象外例】

○教育施設、福祉関連施設：

小・中学校、保育所、子育て支援センター、老人福祉センターなど

○文化財・史跡など：

大宰府政庁跡、水城館、大宰府展示館、太宰府天満宮参道、小鳥居小路など

(2) ネーミングライツ料

ネーミングライツ料の最低額は次のとおりとします。

○スポーツ施設、文化施設：1年あたり 50 万円以上

○都市公園・市道：1年あたり 50 万円

※施設によっては、市 HP 内の施設等概要に市が希望する額を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

URL：<https://www.city.dazaifu.lg.jp/soshiki/2/43517.html>

※最低額(市が希望する額がある場合は、その額)未満の応募は受付できません。

※原則として、年単位での提案とします。金額には消費税及び地方消費税を含めてください。契約期間が年度途中からとなる場合は、月割により算出します。

(3) 契約期間

愛称を付与する期間は、原則として3年以上とします。付与期間の最終日は当該年度末とします。ただし、指定管理者制度導入施設については、指定管理者による指定管理の期間を考慮し、適切な期間を設定します。

※3年以下の応募は受付できません(年度途中から導入する場合や指定管理者制度導入施設等個別に期間が設定されている場合などは除きます)。

※施設によっては、市 HP 内の施設等概要に市が希望する年数を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

(4) 愛称の条件等

施設等に付ける愛称の条件等については、次のとおりになります。

○施設等のイメージを損なうことなく、市民や施設利用者が親しみやすさなどを得られるものとします。

○施設の設置目的や性格をイメージできる言葉を含むものとします。

	施設の目的等	例
例示	体育館	●●●(企業名・商品名等)体育館、●●●アリーナ
	公園・道路	●●●公園、●●●パーク・●●●通り、●●●ストリート

○すでに公募等ネーミングライツ事業以外の愛称(以下、「既存愛称」という。)が付いている施設等については、原則既存愛称を含めた愛称としてください。

※既存愛称は市 HP 内の施設概要でご確認いただくほか、お問い合わせください。

	パターン	例
例示	愛称に既存愛称を入れる	●●●とびうめアリーナ、●●●学園通り
	愛称に既存愛称を入れない	●●●体育館(とびうめアリーナ)、●●●ストリート(学園通り) ※愛称の後に括弧書きで既存愛称を入れる
例不可	既存愛称を分ける	とびうめ●●●アリーナ、学園●●●通り
	既存愛称の一部のみ使用	●●●アリーナ、●●●学園ストリート

○施設等によっては、愛称に条件が設定される場合があります。条件の有無については市 HP 内の施設概要でご確認いただくほか、お問い合わせください。

○法人名や商品名を付けることは可能です。ただし、商標権がある名称を使用する場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とします。

○愛称は、ひらがな、カタカナ、漢字、数字又はアルファベットにより標記可能なものとします。企業ロゴを含めることはできますが、ロゴマークのみ等の表示はできません。

○ご提案いただいた愛称は、市と協議により最終的に決定することとします。

○愛称導入後も条例等に規定された正式名称については変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく市の条例等に定める施設等の名称を使用することができるものとします(愛称と条例等に定める施設等の名称の併記を含む)。

○契約期間中は愛称を変更しないものとします。ただし、ネーミングライツ・パートナーの社名変更など特段の事情がある場合は、市とネーミングライツ・パートナーとの協議の上、変更可能とします。

○愛称についてネーミングライツ・パートナーが知的財産権を取得した場合においても、市は無償で使用するものとします。

○下記に該当する愛称は禁止とします。

- ア 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 知的財産の侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- エ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に反するもの
- オ 政治性又は宗教性のあるもの
- カ 社会問題その他社会情勢に照らし、極端な主義又は主張に当たるもの
- キ 個人の氏名
- ク 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- ケ その他愛称とすることが適当でないと認められるもの

4 応募資格

応募資格を有するものは、法人格を有し、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた事業者とします。ただし、下記に該当する事業者は資格がないものとします。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業を営んでいるもの又はこれに類するもの
- イ 貸金業法第2条に規定する貸金業
- ウ 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法又は薬事法に抵触するもの
- エ 興信所、探偵事務所その他私的な秘密事項の調査を行うもの
- オ 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- カ 民事再生法又は会社更生法により再生手続又は更生手続の申立てがなされているもの
- キ 破産法又は会社法により破産の申立て又は清算の申立てがなされているもの
- ク 法令等に違反しているもの
- ケ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- コ 市税を滞納しているもの
- サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体
- シ 指定管理者制度を導入している市有施設にあっては、指定管理者の事業目的と競合する民間事業者等（指定管理者及びその関連企業は除く。）
- ス 前各号に掲げるもののほか、その他市長や教育長が不適切であると認めるもの

5 ネーミングライツ料の納入

- ネーミングライツ料は市が発行する納入通知により指定する期日までに、年度ごと当該年度分を一括で納入するものとします。
- 契約期間が市の会計年度（4月から3月まで）の途中から始まる場合の当該年度のネーミングライツ料支払い額は、契約年額を月割計算した額とし、1円未満は切り捨てとします。
- 既納のネーミングライツ料は返納しないものとします。ただし、ネーミングライツ・

パートナーの責めに帰さない理由により契約を解除した場合は、この限りではありません。

6 手続きの流れ

- (1) 事前相談
- (2) 応募申込
- (3) 審査
- (4) ネーミングライツ・パートナー候補者選定
- (5) 契約の締結に向けた協議
- (6) 契約の締結
- (7) 愛称の公表、施設看板や案内表示の新設・変更
- (8) 愛称の使用開始

7 応募について

(1) 事前相談の申込

ネーミングライツの取得を希望される場合は、応募書類を提出する前に必ず事前相談をお願いします。事前相談をされる場合は、太宰府市ネーミングライツ事業事前相談申込書(様式第1号)又は太宰府市教育委員会ネーミングライツ事業事前相談申込書(様式第1号)を経営企画課(「17 お問い合わせ」参照)まで持参又は郵送により提出してください。提出後、施設等所管課よりご連絡いたします。

(2) 事前相談の実施

提出いただいた太宰府市ネーミングライツ事業事前相談申込書(様式第1号)又は太宰府市教育委員会ネーミングライツ事業事前相談申込書(様式第1号)のもとに施設等所管課と対象施設等の条件や希望する愛称等について協議を行います。

※相談を受け付けた時点で当該公共施設等は締め切りとなります。

(3) 提出方法

事前相談で施設等所管課と調整後、応募をする場合は、「(4) 提出書類」を施設等所管課に持参又は郵送により提出してください。

(4) 提出書類

- ア 太宰府市ネーミングライツ事業申込書(様式第2号)又は太宰府市教育委員会ネーミングライツ事業申込書(様式第2号)
 - イ 太宰府市ネーミングライツ事業申込に関する誓約書(様式第3号)又は太宰府市教育委員会ネーミングライツ事業申込に関する誓約書(様式第3号)
 - ウ 登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)※1
 - エ 印鑑証明書※1
 - オ 市税に滞納のない証明※1
- ※1…発効後3月以内のもの

(5) 応募受付時間

持参する場合は、午前8時30分から午後5時までの間(土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除きます。)に提出してください。

(6) 留意事項

応募書類等は返却しません。また、太宰府市情報公開条例(平成9年条例第4号)の規定に基づき公開することがあります。

(7) 応募の辞退

応募書類提出後に、辞退する場合は、応募辞退届(任意様式)を施設等所管課にご提出ください。郵送の場合は、特定記録郵便その他配達状況の確認ができるもので送付してください。併せて施設等所管課に電話連絡をお願いします。

8 選定方法

(1) 確認審査

ネーミングライツ・パートナーの選定にあたり、ネーミングライツ料や希望年数等が応募条件を満たしているか確認審査を行います。

(2) ネーミングライツ・パートナー候補者の決定

応募条件を満たした応募者を審査し、ネーミングライツ・パートナー候補者を決定します。

(3) 結果の通知

ネーミングライツ・パートナー候補者を決定後、その結果に応募者に通知します。

9 契約の締結

(1) 協議

市はネーミングライツ・パートナー候補者と契約に係る協議を行います。

協議が整わず、市において合意の可能性がないと判断した場合には、市は協議を打ち切ることができるものとします。

(2) 締結

協議が整ったときは、ネーミングライツ・パートナー候補者と契約を締結します。

(3) 公表

契約の締結後、ネーミングライツ・パートナーの名称、施設等の愛称を市のホームページなどにより公表します。

10 費用負担区分

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、下表のとおりとします。

詳細は、双方協議の上、契約書において定めます。

摘要	費用負担の区分	
	ネーミングライツ・パートナー	市
ネーミングライツ料	○	
応募及び契約締結に要する費用	○	
敷地内外の看板等の表示変更(施設看板・道路標識等)及び維持管理に係る費用※1	○	
契約期間終了後の原状回復費用	○	
新規の市作成印刷物や市のホームページの表示変更※2		○

※1…市、関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うこととします。また新規看板等の設置については、設置の可否も含めて市、関係機関と協議の上、決定します。

※2…残部数や切替え時期などを考慮し、協議の上、決定します。

11 契約の解除等

(1) 解除

市は、次のいずれかに該当するときはネーミングライツ事業に関する契約を解除することができます。この場合において、ネーミングライツ・パートナーに損害等が生じたとしても市はその責めを負わないものとします。

ア 指定した期日までに、ネーミングライツ料の納付、物品の納入又は役務の提供の提供がないとき。

イ ネーミングライツ・パートナーが、法律、条例等に違反し、又はそのおそれがあると市が認めたとき。

ウ ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

エ ア～ウのほか、ネーミングライツ・パートナーの瑕疵によりネーミングライツ事業の継続が困難であると市が判断したとき。

オ 公共施設等の改修や破損などその他ネーミングライツ事業に支障があると市が認めたとき。

(2) 通知

市はネーミングライツの契約を解除したときは、ネーミングライツ・パートナーに通知します。

(3) 原状回復

ネーミングライツ・パートナーは「(1) 解除」により契約解除をした場合におい

て、速やかに設置した看板・道路標識等を原状回復するものとし、その費用はネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。ただし、ネーミングライツ・パートナーの責めに帰さない理由により契約を解除した場合は、この限りではありません。

原状回復については、回復する内容等を施設等所管課や関係機関と協議のうえ行うこととします。

(4) ネーミングライツ料の返還

既に納付したネーミングライツ料は返還しないものとします。ただし、ネーミングライツ・パートナーの責めに帰さない理由により契約を解除する場合は、この限りではありません。その場合においてネーミングライツ料を返還するときは、納付されたネーミングライツ料から契約解除を行うまでの期間（1月に満たない場合は1月とする）分のネーミングライツ料を差し引いて返還するものとし、ネーミングライツ料の納付を受けてから還付するまでの期間に対する利息は付さないこととします。

12 契約期間の終了

ネーミングライツ・パートナーは契約期間終了後、市及び関係機関等と協議の上、速やかに設置した看板・道路標識等を原状回復しなければなりません。ただし、市が特に必要と認めるときは、この限りではありません。

13 指定管理者制度導入施設

(1) 費用負担

指定管理者制度導入施設において、現指定管理者がネーミングライツ・パートナーを兼ねる場合、ネーミングライツ料は指定管理業務に係る管理運営経費とみなしません。

(2) 協議

指定管理者制度導入施設については、愛称の使用に関しては、市、指定管理者及びネーミングライツ・パートナーとの間で必要な事項について協議を行うこととします。

14 リスク分担

ネーミングライツ・パートナーが設置・変更した看板等の破損等により物や第三者に損害を与えた場合は、ネーミングライツ・パートナーがその損害を賠償することとします。ただし、市の責めに帰すべき事由により生じた損害については、市が賠償することとします。また、ネーミングライツ・パートナーが設置・変更した看板等が第三者の知的財産権を侵害した場合には、ネーミングライツ・パートナーが自らの責任と費用負担において解決するものとします。

その他、この要領に定めのないリスクが生じた場合の負担は、市とネーミングライツ・パートナーが協議し決定するものとします。

15 秘密の保持

応募及びその内容については、ネーミングライツ導入に関する目的以外には使用しません。

16 その他

- ・ 申込書に故意による虚偽の記載があった場合には、失格となる場合があります。
- ・ 予告無く、対象施設や希望金額・諸条件の変更、取下げ等を行う場合があります。
- ・ ネーミングライツ事業に係る看板等の表示については、太宰府市屋外広告物等に関する条例(平成 28 年条例第 23 号)第 10 条 1 項 2 号に基づき、同条例第 5 条から第 9 条までの規程を適用除外とします。なお、表示は同条例の基準に準じた表示を行うこととします。表示にあたっては、必ず都市計画課にご相談ください。
- ・ ネーミングライツを第三者に譲渡又は貸与することはできません。

17 お問い合わせ

事業全般に対するご質問等は下記までお問い合わせください。

〒818-0198

福岡県太宰府市観世音寺一丁目 1 番 1 号

太宰府市総務部経営企画課企画政策係

TEL：092-921-2121（内線 548）

FAX：092-921-1601

（土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除きます。）

E-mail：keiei-kikaku@city.dazaifu.lg.jp

・ネーミングライツ導入までの流れ

